医薬特許の強制実施許諾



著者: Vladimir Biriulin¹

編者:黒瀬 雅志2

新型コロナウイルス(COVID-19)は、ロシアにおいて爆発的に拡大し、国民生活に深刻な影響を及ぼすと共に、国家安全保障の視点においても重大な懸念を生じさせた。ロシア連邦政府は、この状況に対処するために多くの政策を実施したが、その中には、医薬特許の強制実施を許諾したということも含まれている。

1. 強制実施権に関する民法第1360条の改正

ロシア民法第4部には、強制実施権に係る2つの規定が設けられていた 3 。その1つが、国家安全保障の利益のための発明、実用新案又は意匠の使用に関する規定であり(1360条)、もう1つが民法第1362条 4 である。

改正前の民法第1360条は、新型コロナウイルスの感染拡大という国家緊急事態に対処するためには利用し難い規定であったため、ロシア政府は、同規定の条文を修正した。すなわち、同規定に「人々の生命と健康の保護」という文言を追加し、「ロシア政府は、国家の防衛と安全、人々の生命と健康の保護を確保する必要性に迫られるような極度の緊急事態において、特許権者の同意なしに発明、実用新案又は意匠の使用を許可する権利を有する。」とした(2021年5月施行)。

この規定が施行される以前の2020年12月31日 5 に、政府はコロナウイルスのパンデミックに対処するため、布告 6 第3718-p号を発行した。この布告は、コロナウイルス治療薬に係るGilead Sciencesinc Inc. (米国)が所有するユーラシア特許EA025252号、EA025311号、EA029712号、EA020659号、EA032239号と、Gilead Pharmasset LLS(米国)が所有するユーラシア特許

¹ ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

² 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

³ 民法第1360.1条が追加されたので、3つの規定となった。

⁴ 民法1362条1項は、所定期間、実施されていない特許発明について第三者にその実施を認める強制 実施許諾、同2項は、先願特許発明を利用する後願特許発明に実施を認める強制実施許諾を規定して いる。

⁵ この頃は、ロシアでCOVID-19のパンデミックが深刻化していた。

⁶ Ordinance No.3718-p